

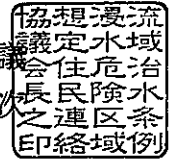
平成26年1月9日

要 望 書

滋賀県知事 嘉田由紀子様

流域治水条例浸水危険区域想定住民会議

会長 山内 健 次



新春を迎え、知事におかれては日々お忙しい事と存じますが、今般の「仮称流域治水の推進に関する条例」について私たち「流域治水条例浸水危険区域想定住民連絡協議会」の意見を述べますので次回説明会に於いて、ご回答いただきたく存じます。

先般の説明会を受けて、私たちがより強く感じたことは県民の命を守ると謳い文句にあるにも関わらず内容は安全確保に全く実効性が無く住民に大きな負担だけを強いる条例であり、到底容認できないと言うことです。そこで、

- 1 河川（日野川、安土川、高時川、姉川、田川）については整備計画及び早期の改修、又、干拓地（元水茎、水茎、小中ノ湖）に於いては堤防のかさ上げ及び排水能力の増強等抜本的な改修を具体的に財源も含めての説明を求めます。
- 2 罰則、過料は論外で、大前提の河川整備、堤防のかさ上げが出来ていない中で建築規制を先行することは河川管理者の責任を転嫁するものであり到底理解できない。又、対策を実施することで浸水危険区域も変化するため建築規制はその後の話であると考えがなぜ今なのか説明を求めます。（現行法で充分対応できる。）
- 3 説明の中で地域指定は同意が無いとしないと発言されたが、条例（案）には明記されておらず、くい違いが生じていることから正しい説明を求めます。
- 4 今条例について「流域治水条例浸水危険区域想定住民連絡協議会」に係る多くの市町の首長、議会は強い反対の意思表示をしておられるが関係市町の協力なくして真に県民の為の条例になると思うのか考えをお聞かせ願いたい。
- 5 私たちは地域の治水安全度が十分でないことを踏まえ、洪水災害には強い危機感を持ち「逃げる、逃がす、助け合う」（自助、共助）を合言葉に減災に向けての努力を積み重ねてきた。

抑々、治水安全度が低くなった原因はそこに長年に亘り、生活を営む住民にあるのでは無く、長期に亘り河川管理を怠ってきた県当局にある。干拓地に於いても然りで食糧増産に向けて国策として推し進められた事業の中で他に選択肢が無く、この地に住宅を建設したものである。この事実をどう考えるかお聞かせ願いたい。

- 6 時が移り変わっても、そこに暮らされた人々の思い（地域力）は消え去るものではなく、その地域に蓄えられ引き継がれるものであり、それが誇りだと考えます。私たちはこの地（自然、歴史、文化伝統）に誇りをもって永代にわたり生活を営みます。しかるに今条例は命を守るのでは無く、いたずらに権力を振り回す、いじめ条例で手法が間違っています。知事におかれては一昨年暮れの衆議院選挙に今条例と、県民に寄り添っての動きをされていない様に見受けられます。パフォーマンスに酔うのではなく、直ちに今条例を取り下げされる事が望ましいと思うが考えをお聞かせ願いたい。

以上